

北海道バプテスト連合 総会議事細則

第1章 総則

第1条 北海道バプテスト連合規約第11条5項に基づき総会の議事細則を以下のように定める。

第2条 総会は、規約に特別の定めがない事項については、この細則に基づいて運営しなければならない。

第3条 総会は、規約及びこの細則に定めがない事項で会議の運営上必要なことは、その都度議場に諮って定めるものとする。

第2章 総会の成立

第4条 議長は、定足数を確認の上、総会の成立並びに開会を宣言するものとする。

第3章 緊急議案

第5条 出席代議員は、総会議場において、動議以外に緊急に審議することが必要であると判断した事項について発議しようとする場合、出席代議員10名以上の同意を得て、発議者及びこれに同意した者が連署した文書により、これを緊急議案として議長に提出することができる。

第4章 議事

第6条 議長は、議案提出者に対して議案の説明を求め、その趣旨が明確にされた後、これを議場における質疑討論に付するものとする。

第7条 出席代議員は、総会議場において審議中の議題に直接関係する事項又は議事進行上必要と判断した事項について発議することができる。

2 前項の発議を動議といい、出席代議員は、次の各号にかかげる動議を提出することができる。

(1) 議案修正の動議

(2) 質疑討論終結の動議

(3) その他、議事の運営に関し必要な動議

3 動議は、別に定める場合を除き、他に2人以上の賛成者があるとき成立する。

第8条 議長は、動議が提出された場合、すべての審議に優先して、動議を議題として採択するか否かを議場に諮らなければならない。

第9条 議長は、動議が議題として成立した場合には、すべての議案に優先して討論、採決に付さなければならない。

2 議事進行に関する動議は、討論を行わず採決する。

第10条 議案提出者が総会において既に議題とされた議案を修正し、又は撤回する場合は、議場の承認を必要とする。ただし、議決された後にこれを修正し、又は撤回することはできない。

第11条 一度決議された議案は、同一会期中に、再び提出することはできない。

第12条 議長は、質疑、討論、その他の発言につき、あらかじめ議場で決められた場合を除き、時間を制限することができる。

2 議長が定めた制限時間に関し、出席代議員10名以上が異議を申し出たときは、議長

は直ちにこれを議場に諮らなければならない。

第 13 条 議長は、採決しようとするときは、採決すべき事項を議場に明確に告げなければならない。採決についての議長の宣言があった後は、議場からの発言は一切認められない。

第 14 条 議長は、議場の代議員数を確認した後、投票又は挙手によって採決を行うものとする。

2 議長は、採決にあたっては、まず議題を可とするものから問わなければならない。

第 15 条 議長は、採決する場合、これに条件を付することはできない。

2 代議員は、採決後に自己の表決について更正を求めることはできない。

第 16 条 修正案がある場合は、これを先に採決する。

2 二つ以上の修正案があるときは、原案に対してその趣旨に遠いものから先に採決する。

3 前項による採決の順序が判然としない場合は、議長の判断によって採決する。

第 5 章 総会記録及び議事録

第 17 条 総会記録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 総会の日時、場所及び開会、休憩、散会、閉会等に関する事項

(2) 出席教会数及び出席代議員数

(3) 総会役員の氏名及び出席代議員の氏名

(4) 議事日程及びその変更

(5) 報告事項及び議案

(6) 議事の経過

イ 報告及び承認事項

ロ 議題、提案説明者の氏名及び説明の要旨

ハ 討論の経過

ニ 採決の方法と結果

(7) その他、議場で必要と認められた事項

第 18 条 総会記録が完成したときは、議長、副議長及び書記がこれに署名するものとする。

第 6 章 陪席者及び傍聴者

第 19 条 代議員以外の出席者のうち、代議員以外の連合役員、委員会の代表者、各会の代表者、その他連合・連盟関係機関の代表者を陪席者と呼ぶ。陪席者は自己の職務についてのみ発言することができる。

2 前項以外で出席している構成教会の会員を傍聴者と呼ぶ。傍聴者は、議事について発言することはできない。ただし、議長が特に発言を求めたときは、この限りでない。

(細則の変更)

第 20 条 この細則は、総会の同意がなければ変更できない。

(付則)

この細則は 2012 年 4 月 30 日から施行する。